

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 産業政策課

法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	法令番号	平成 5 年法律第 5 1 号	
手続名	事業継続力強化支援計画認定の取消し	根拠条項	第 6 条第 2 項	
処 分 基 準	<p>事業継続力強化支援計画（法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	産業政策課 交付 機関 産業政策課	目次 No.